

## 税金について

個人が働いて稼いだりしたお金（所得）には税金がかかります。所得税と住民税

があります。所得税は国に払います。住民税は、都道府県や、市区町村に払います。

外国籍の人、日本人と同じく、税金を払わなければなりません。

給料を受け取っている人（給与所得者）の場合、所得税、住民税は、普通毎月の

給料から自動的に引かれます。

毎月の給料から引かれない人は、払う手続きをしなければなりません。所得税は

税務署で、住民税は市役所で手続きをします。

（連絡先）

・ 所得税のこと

西宮税務署 0798-34-3930

タックスアンサー 国税庁ホームページ ↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

・ 住民税のこと

西宮市役所市民税課 0798-35-3204

※ 詳しいことは、日本語が分かる人と一緒に聞いてください。

せいかつの いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）